

○精華町議会政務活動費の交付に関する規程

平成25年2月20日  
議会規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、精華町議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年条例第31号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な細則を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第6条に定める会派結成届等の様式は、別記様式第1号、第2号及び第3号によるものとする。

(会派及び議員の通知)

第3条 条例第7条第1項及び第2項に定める様式は、別記様式第4号によるものとする。

(政務活動費の交付申請書)

第4条 条例第8条第1項、第2項及び第3項に定める様式は、別記様式第5号、第6号、第7号及び第8号によるものとする。

(政務活動費の交付決定)

第5条 条例第9条に定める様式は、別記様式第9号及び第10号によるものとする。

(政務活動費の請求)

第6条 条例第10条第1項に定める様式は、別記様式第11号及び第12号によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第7条 議長は、条例第11条第1項、第2項及び第3項の規定により提出された収支報告書の写しを、別記様式第13号により町長に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第8条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

第9条 条例第14条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第14条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

#### 附 則

この規程は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

	年	月	日
精華町議会議長			
様			
	会派名		
	代表者		印
	会派結成届		
精華町議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。			
	記		
1	会派の名称		
2	代表者の氏名		
3	政務活動費経理責任者の氏名		
4	所属議員数		
5	所属議員氏名 別紙名簿のとおり		

別記様式第2号（第2条関係）

年 月 日																		
精華町議会議長 <div style="text-align: center; margin-left: 200px;">様</div>																		
会派名 代表者																		
印																		
会 派 異 動 届																		
精華町議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。																		
記																		
1 異動年月日																		
2 異動内容																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">区 分</th> <th style="width: 30%;">新</th> <th style="width: 30%;">旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会派の名称</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政務活動費経理責任者の氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属議員数</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>異動のあった所属議員氏名</td> <td style="text-align: center;">（新たに所属した議員氏名）</td> <td style="text-align: center;">（所属議員でなくなった議員氏名）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	新	旧	会派の名称			代表者の氏名			政務活動費経理責任者の氏名			所属議員数	人	人	異動のあった所属議員氏名	（新たに所属した議員氏名）	（所属議員でなくなった議員氏名）
区 分	新	旧																
会派の名称																		
代表者の氏名																		
政務活動費経理責任者の氏名																		
所属議員数	人	人																
異動のあった所属議員氏名	（新たに所属した議員氏名）	（所属議員でなくなった議員氏名）																

別記様式第3号（第2条関係）

年 月 日

精華町議会議長

様

会派名  
代表者

印

会派解散届

精華町議会政務活動費の交付に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

別記様式第4号（第3条関係）

年 月 日

精華町長

様

精華町議会議長  
氏名

印

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

精華町議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項（第2項）の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

- (1) 会派について  
別紙会派結成（異動、解散）届のとおり。
- (2) 議員について  
別紙議員名簿のとおり。

別記様式第5号（第4条関係）

	年	月	日
精華町長			
様			
	会派名		印
	代表者		
年度政務活動費交付申請書			
精華町議会政務活動費の交付申請に関する条例第8条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり申請します。			
記			
1	金		円
ただし、 年 月分～ 年 月分（所属議員数 名）			

別記様式第6号（第4条関係）

		年	月	日
精華町長				
	様			
		氏名		印
年度政務活動費交付申請書				
精華町議会政務活動費の交付申請に関する条例第8条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり申請します。				
記				
1	金		円	
	ただし、	年	月分～	年 月分



別記様式第7号（第4条関係）

	年	月	日
精華町長			
	様		
		会派名	
		代表者	印
年度政務活動費変更交付申請書			
精華町議会政務活動費の交付申請に関する条例第8条第3項の規定により、下記のとおり変更申請します。			
記			
変更内容			

別記様式第8号（第4条関係）

	年	月	日
精華町長			
様			
	氏名		印
年度政務活動費変更交付申請書			
精華町議会政務活動費の交付申請に関する条例第8条第3項の規定により、下記のとおり変更申請します。			
記			
変更内容			

別記様式第9号（第5条関係）

			年	月	日
会派名 代表者		様			
				精華町長	印
年度政務活動費交付決定通知書					
精華町議会政務活動費の交付に関する条例第9条の規定により、 下記のとおり政務活動費（の変更）を交付決定したので通知しま す。					
記					
1	金		円		
	ただし、	年	月分～	年	月分
	（	年	月分）		

別記様式第10号（第5条関係）

		年	月	日
精華町議会議員	様			
		精華町長		印
年度政務活動費交付決定通知書				
精華町議会政務活動費の交付に関する条例第9条の規定により、 下記のとおり政務活動費（の変更）を交付決定したので通知しま す。				
記				
1 金		円		
ただし、	年	月分～	年	月分
(	年	月分)		

別記様式第11号（第6条関係）

	年	月	日
精華町長			
様			
	会派名		
	代表者		印
年度政務活動費請求書			
精華町議会政務活動費の交付に関する条例第10条第1項の規定 により、下記のとおり政務活動費を請求します。			
記			
1	金	円	
	ただし、	年 月分～ 年 月分	（所属議員数 名）
		（ 年 月分	（所属議員数 名））
2	所属議員氏名 別添名簿のとおり		

別記様式第12号（第6条関係）

精華町長	年	月	日	
様				
	氏名		印	
年度政務活動費請求書				
精華町議会政務活動費の交付に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。				
記				
1	金	円		
ただし、	年	月分～	年	月分
(	年	月分)		

別記様式第13号（第7条関係）

精華町長	年	月	日
様			
	精華町議会議長		
	氏名		印

政務活動費収支報告書（写）の送付について

精華町議会議政務活動費の交付に関する規程第7条の規定により、  
年度政務活動費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。

別記様式第1号 (第2条関係)  
別記様式第2号 (第2条関係)  
別記様式第3号 (第2条関係)  
別記様式第4号 (第3条関係)  
別記様式第5号 (第4条関係)  
別記様式第6号 (第4条関係)  
別記様式第7号 (第4条関係)  
別記様式第8号 (第4条関係)  
別記様式第9号 (第5条関係)  
別記様式第10号 (第5条関係)  
別記様式第11号 (第6条関係)  
別記様式第12号 (第6条関係)  
別記様式第13号 (第7条関係)